

第3節 有害化学物質による環境リスクの低減

■ 現状と課題

- 現在の私たちの生活は、多種多様な化学物質を利用することで成り立っていますが、その中には有害なものも存在します。
- 平成11(1999)年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定以降、ダイオキシン類の排出量が大幅に減少し、県内では、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水質、土壌全てにおいて環境基準を達成していますが、引き続き環境監視を行います。
- アスベスト(石綿)^{*1}建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事により、アスベストが飛散するおそれがあるため、飛散防止対策や適正な廃棄物処理などを適切に講じていく必要があります。
- PRTR^{*2}制度の集計結果によれば、県内における有害化学物質の環境への排出量は減少傾向にありますが、人や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つあらゆる有害化学物質については、使用と管理を適切に行って、排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減することが必要です。

■ 方向性

- ダイオキシン類による汚染を防止するため、発生源対策、ごみ減量化・リサイクル、環境実態調査を総合的に推進します。
- 建築物等の解体工事等でアスベスト飛散防止対策が適切に行われるよう、事業者に対する指導を継続します。また、アスベストによる健康被害者に対する救済制度を推進します。
- 食品中に残留する有害物質について、計画的なモニタリング検査を行い、食品の安全性を確認、確保します。
- シックハウス^{*3}対策の周知、化学物質測定機関の紹介を行います。
- 有害化学物質の安全管理を進め、環境汚染の防止を図ります。

■ 施策展開

① 有害化学物質対策

- ◆ダイオキシン類対策【環境保全課】
- ◆アスベスト対策【環境保全課、保健予防課】
- ◆食品の安全性の確保【食品安全課】
- ◆シックハウス対策【住宅政策課】

② 有害化学物質の適正管理の推進

- ◆PRTR法に基づく情報の収集・公開【環境保全課】
- ◆リスクコミュニケーションの推進【環境保全課】



この節の用語解説

- * 1 **アスベスト(石綿)**:天然にできた鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど丈夫で変化しにくいという特性を持っています。繊維が極めて細かく、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15~40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫(悪性の腫瘍)などの病気を引き起こすおそれがあります。
- * 2 **PRTR**:Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国が把握・集計・公表する仕組みです。
- * 3 **シックハウス**:建材や内装材から発生したホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物による室内空気汚染が原因と考えられる皮膚・粘膜刺激症状などの健康被害を一般にシックハウス症候群と呼んでいます。